

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年8月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	医療年金課	228-7375	保険年金事務における標準準拠システム移行のためのデータ抽出業務	株式会社日立製作所 関西支社	104,835,416	R6.8.5	<p>当該業務は、標準準拠システムへの移行にあたり、現行システムから移行データを抽出、作成する業務であり、本業務を適正に履行するためには、現行システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、今回の作業が与える影響範囲の抽出、今回の作業にあたっての詳細な手順や設定など、現行システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、現行システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、データの抽出漏れや標準準拠システムにおいて移行データに起因する不具合が生じる恐れがある。処理の誤りが発生した場合、各業務の遅延、窓口対応の停滞等が発生し、国民健康保険・公費医療助成制度・国民年金・後期高齢者医療制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、現行システムについて詳細な知識等を有する、現行システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	債務負担
2	衛生研究所	238-1848	衛生研究所液体クロマトグラフ質量分析計点検業務	クロマトサイエンス株式会社	1,584,550	R6.8.9	<p>当該業務は、水質汚濁防止法・水道法・食品衛生法等に基づき、環境水・水道水・食品等の残留農薬等を検出する液体クロマトグラフ質量分析計の機能維持を図るため点検を行うものである。</p> <p>液体クロマトグラフ質量分析計は精密測定機器であり、各製造メーカーが分析方法等において独自の技術を駆使し開発、製造されているため、各メーカーとも異なる部品等が使用されている。このため、当所の保有する液体クロマトグラフ質量分析計についても点検に使用する部品やコンピュータのプログラム等は他社との互換性はなく、製造メーカーが持つ独自のノウハウを使用する必要がある。このノウハウは、製造メーカーより販売店証明(技術保証)を受けた販売店しか利用することが出来ない。</p> <p>加えて当該機器は設置の際、既設の排気ダクトや特殊ガス配管、窒素製造装置などと接続させた上で性能の確認、検取を行っており、これらの設置状況を熟知した設置業者でなければ、機器に対し重大な障害を生じさせる恐れがある。</p> <p>仮に株式会社エーピー・サイエックスより販売店証明を受けていない業者や、当所の設備環境に合わせた当該機器の設置状況を熟知していない業者が本業務を履行する場合、製造メーカーが持つ独自のノウハウを使用できないことでその機能が維持できず、検査結果の信頼性確保が困難になることや、当該機器と特殊ガスや電源等との接続に関する重大な障害により機器が故障し検査ができなくなることで、市民の健康の安全・安心に影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上より、本業務を履行できるのは、製造メーカーである株式会社エーピー・サイエックスから販売店証明を受けており、かつ当所の設備環境に合わせた当該機器の設置状況を熟知した設置業者であるクロマトサイエンス株式会社のみであることから、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	感染症対策課	222-9933	令和6年度結核検診業務	一般社団法人堺市医師会	-	R6.8.29	<p>本業務は、本市が医療機関に委託し実施する肺がん検診で撮影した胸部エックス線写真を基に、結核に関する読影を、撮影した医療機関において医師が行う医療行為の委託であり、結核の早期発見・治療を目的とするものである。</p> <p>肺がん検診業務は、肺がん検診を受注可能な医療機関が所属する一般社団法人堺市医師会と随意契約を行っており、上記のとおり、本業務では肺がん検診受注医療機関において撮影したエックス線写真を基に、同医療機関で読影を行うものであることから、契約相手方を同じく一般社団法人堺市医師会とするものである。</p> <p>また、本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、相応の資力、信用、技術、経験等を有し確実な履行が見込まれる本市内の各医療機関で検診する体制を整え、市民が検診を受けやすい環境を整備することが必要であること、又、前述のとおりそれら医療機関が属する団体が一般社団法人堺市医師会であることから、当該相手方と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 935円/件

4	動物指導センター	228-0168	第三期統合基盤移行に伴う飼い犬登録管理システムの構築業務	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	4,244,900	R6.8.19 <p>本業務は、現在、第二期統合基盤上で運用している飼い犬登録管理システム(以下「当該システム」という。)を、新たに稼働予定の第三期統合基盤へ移行するものである。</p> <p>移行に際し、当該システムのOS及び庁内LAN端末のブラウザを第三期統合基盤上の環境(Windows Server 2022、Microsoft Edge)に対応させるために必要な改修や調整、動作確認等を行う。</p> <p>本業務を適正に履行するためには、プログラムの変更内容、パッケージシステムにおける本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、当該システムの設定についての詳細な知識及び技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、改修工数の長期化や、システム処理の誤りによる市民への通知ミス、窓口対応の停滞など、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。</p> <p>以上のことより、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを開発・導入し、詳細な知識等を有し、当該システムの運用保守業務の受注者でもあるNECネクサソリューションズ株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
---	----------	----------	------------------------------	-------------------------	-----------	---	------	--